平成２８年（フ）第１３１号
富山市小杉146番地９
破産者　麦の屋こと　藤野　亮祐
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1718番地１　メゾンクレールＣ棟102号、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古104番地６
破産者　中西　清人
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２４号
愛媛県松山市石手３丁目３番９号
破産者　宮本　晴美
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第４９０号
北九州市小倉南区若園３丁目12番３―405号
破産者　船吉　　勉
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３号
香川県丸亀市土器町東３丁目482番地３
破産者　難波　安謹
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２８７６号
大阪府吹田市尺谷２―13マーヴェラスコート101号
破産者　立花　伸哉
１　破産債権の届出期間　平成30年２月15日まで
２　一般調査期日　平成30年３月15日午後２時
平成30年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３５号
大阪市生野区巽北２丁目21―14、住民票上の住所大阪市生野区巽北２丁目24番７号
破産者　七里　夕起
１　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
２　一般調査期日　平成30年４月16日午後２時30分
平成30年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００３号
奈良県香芝市磯壁４丁目139番地１　高谷住宅７号、開始決定時奈良県香芝市今泉1220番地44
破産者　加藤　雅之
１　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
２　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時
平成30年１月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５０５号
大阪市北区梅田２丁目５番４号
破産者　有限会社エポック唯
１　破産債権の届出期間　平成30年２月20日まで
２　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時
平成30年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４号
新潟県柏崎市北園町20番88―53―102号　ファミール汐風
破産者　石塚　　渡
１　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
２　一般調査期日　平成30年３月22日午前10時
平成30年１月16日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１４５号
東京都東久留米市八幡町１丁目７番29号
破産者　中村　富秋
免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
平成30年１月16日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４号
岩手県遠野市小友町23地割72番地
破産者　菊池クニ子
免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
平成30年１月17日
盛岡地方裁判所第２民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０８８号
東京都豊島区東池袋５丁目40番９号
清算株式会社　株式会社早月堂
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３号
新潟県上越市鴨島１丁目230番１号ニューサンテオフィスＡ号室船﨑法律事務所内
清算株式会社　株式会社事業再編ＦＮＳＨＳＹ
代表清算人　船﨑　昌幸
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
協定債権については、元金、利息、遅延損害金等の名目一切を問わず、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
新潟地方裁判所高田支部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
愛知県岡崎市細川町字長根88番地１
再生債務者　山下　寛剛
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年３月５日から平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１３４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目１番２号
再生債務者　植杉　忠文
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月１日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月15日から平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４３号
埼玉県川越市大字的場2209番地１（エスペランサ202号室）
再生債務者　木村　直仁
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月２日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月16日から平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第１４７号
埼玉県入間市大字下藤沢369番地２　ダイアパレス武蔵藤沢Ⅱ1001
再生債務者　上野　直也
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月５日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月19日から平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第６５号
兵庫県宝塚市山手台西４丁目11番４号
再生債務者　板羽　淳平
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月５日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月19日から平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部